

02 (特)長野県土地開発公社	
改革方針	団体の廃止 (県等への保有土地の引き渡しが終了した時点において) (先行取得事業の県直営化)
スケジュール	【平成16年9月を目途に改革実施プランを策定】 先行取得事業の県直営化の時期、国直轄の用地先行取得事業に係る課題、長期保有土地の具体的な整理策、プロパー職員の処遇等については、改革実施プランにおいて明確にしていく。
団体の位置づけ・改革の理由と具体策	<p>当公社は、昭和48年に特別法である「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設置され、県の公共用地等先行取得事業を担ってきた。</p> <p>公共用地等先行取得事業は元々、県本体で行うことも、公社で行うこともできるが、柔軟・機動的な運営が可能なることから公社を設置した。</p> <p>しかし公社は、県からの委託で取得造成した産業団地がその後の景気低迷や産業構造の変革等で売れなくなるなどの原因により、平成15年度末現在で、保有代行用地のうち保有期間5年以上のものが61.3%を占めるに至っている。この状態を放置すれば、土地価格の下落や金利負担増により、県財政への影響は避けられず早急な対策が必要である。</p> <p>したがって、これからの公共用地等先行取得事業のあり方の検討及び公社が長期保有している土地(県営産業団地・新幹線代替地)の整理を進めるとともに、プロパー職員の処遇について今後十分配慮していく。</p> <p>まず、現在県が委託している公共用地等先行取得事業については、用地取得の事業規模が縮小していることから現年度用地取得と一元的に行ったほうが効率的に行い得ると考えられるため、県直営化する。</p> <p>国直轄の用地先行取得事業については円滑な事業執行を図るため既に予定されている事業分については予定どおり公社で行うが、その後のあり方については、国と協議を行う。</p> <p>それらとともに、公社が長期保有している土地(県営産業団地、新幹線代替地)の整理については、県が公社の協力を得て、新たな方策を追加する中で集中的に進め、最終的には公社を廃止する。</p> <p>プロパー職員の処遇については、用地取得のノウハウを持つ職員の専門性を生かし、公社の協力のもと、再就職先の確保等に努める。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に整理を進めることにより、県の財政負担を軽減 ・現年度用地取得業務との一元化による効率化
改革実施における留意点	<p>(改革実施プラン策定上の留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が公共用地等の先行取得事業を行う場合には、資金面・手続面における土地需要に応じた機動的・弾力的な対応 ・国直轄の用地先行取得事業の整理 ・産業団地・新幹線代替地の整理 ・プロパー職員の処遇に十分配慮